

NANKA I グループ求職活動等における ハラスメント対応に関する基本方針

制定 2026 年 9 月 1 日

1. 基本的な考え方

当社グループ(株式会社NANKA I およびそのグループ会社)は、すべての求職者に対し、安全・安心かつ公平な採用活動を提供することを重要な責務と捉え、採用活動の過程におけるいかなるハラスメントや差別(以下「求職活動等におけるハラスメント」という)により、求職活動等が阻害されることのないよう基本方針を定めます。

これにより、ハラスメントの発生防止に努めるとともに、万が一そのような事象が発生した場合には、当該求職者等への速やかな配慮措置および行為者への厳格かつ厳正な対処を行います。なお、求職活動等におけるハラスメントについてのご相談・ご報告をおこなったことにより採用選考その他の評価に影響を及ぼすことは一切ありません。

2. 求職活動等におけるハラスメントの定義

求職活動等(説明会、面接、インターンシップ、内定者イベント、電話・SNS 対応等を含む採用全般の活動をいう)において、求職者等の意に反する言動(性的な言動、地位・優越的な立場を背景としたパワーハラスメントに類する言動等)により、求職活動等が阻害されるものをいいます。

ここでいう「性的な言動」とは、性的な内容の発言および性的な行動を指し、性的な事実に関する質問、性的な情報の意図的な流布、性的な関係の強要、不必要な身体的接触、わいせつな図画の配布、性的な冗談・からかい、私的な食事等への執拗な誘い等が含まれます。

また「地位・優越的な立場を背景としたパワーハラスメントに類する言動」とは、求職活動等における優越的な関係を背景として、必要な範囲を超えた発言および行動を指し、人格を否定する発言や尊厳を傷つける言動、威圧的または高圧的な言動、過度または不合理な要求、内定・選考への影響を示唆した不当な圧力等が含まれます。

3. NANKA I グループ各社における対応

NANKA I グループ各社は、以下の取組を通じて、求職活動等におけるハラスメントの防止および適切な対応に努めてまいります。

- (1) 求職活動等におけるハラスメント対応に関する基本方針の明確化および周知・徹底
- (2) 採用活動における行動規則・行動マニュアルの策定および周知・徹底
- (3) NANKA I グループ各社における就活ハラスメント専用相談窓口の設置
- (4) 発生時の対応(相談者への適切な配慮および行為者への指導・措置)
- (5) ハラスメント防止に関する従業員教育の継続的な実施